

令和5年5月9日

保護者様

上郡町教育委員会

## 5 類感染症への移行後の出席の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療における法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されました。この度、町立学校園では、下記のとおりに対応となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止期間について

##### 【有症状の場合】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

##### 【無症状の場合】

検体を採取した日から5日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをさします。

※出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該児童・生徒に対してマスクの着用を推奨します。

※出席停止解除後の登校にあたっては、医療機関等からの証明書は必要ありません。

※医療機関での検査や検査キットによる自己検査は求めません。

#### 2 濃厚接触者について

濃厚接触者としての特定は行われなないこととなり、出席停止の対象としません。

#### 3 学級閉鎖等について

学級内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し学級閉鎖等を検討します。

#### 4 健康観察について

引き続き、感染症拡大防止の観点のもとより、お子さまの健康と安全のため、登校前に体調がすぐれない場合は、体温等も確認していただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養することを推奨します。

なお、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。